

令和 8 年小田原市議会 3 月定例会議案説明資料
(議案第 14 号～議案第 20 号)

令和 8 年 2 月 16 日提出

目 次

○条例議案

議案第 14 号 小田原市部等設置条例の一部を改正する条例	1
議案第 15 号 小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第 16 号 小田原市市税条例の一部を改正する条例	3
議案第 17 号 小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	4
議案第 18 号 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 19 号 小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例	6

○事件議案

議案第 20 号 市道路線の認定について	9
----------------------	---

條例議案說明資料

議案第14号

小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

第7次小田原市総合計画第1期実行計画の効果的かつ効率的な推進を図るための組織機構の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 コンプライアンス推進室の新設（第1条及び第2条関係）

職員のコンプライアンスの推進に関する事務を分掌させるため、新たにコンプライアンス推進室を設置することとし、当該事務を企画部コンプライアンス推進課からコンプライアンス推進室に移管することとする。

2 事務分掌の変更（第2条関係）

(1) 公共施設の総合的調整に関する事務

新たに公共施設の総合的調整に関する事務を企画部に分掌させることとする。

(2) 財政に関する事務

財政に関する事務を総務部から企画部に移管することとする。

(3) 定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務

定数管理及び職制に関する事務並びに職員の人事、研修及び福利厚生に関する事務を企画部から総務部に移管することとする。

3 小田原市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正（附則第2項関係）

1によるコンプライアンス推進室の新設に伴い、消防長の資格要件について所要の規定の整備を行うこととする。（第2条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第 15 号

小田原市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立総合医療センターに新たに歯科医師を配置することに伴い、管理監督職勤務上限年齢制の対象から歯科医師を除くこととする等のため改正する。

[内 容]

1 管理監督職勤務上限年齢制に係る歯科医師の除外（第 5 条関係）

病院事業企業職員であって、管理職手当を支給される職にある歯科医師は、管理監督職勤務上限年齢制の対象としないこととする。

2 定年の引上げに関する経過措置に係る規定の整備（附則第 4 項関係）

病院事業の業務に従事する歯科医師の定年（満 65 歳）には、令和 13 年 4 月 1 日までの段階的な定年の引上げに関する経過措置を適用しないこととする。

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第16号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、公益信託に係る信託事務に関連する寄附金が寄附金税額控除の対象とされることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

- 1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加（第12条の2関係）
寄附金税額控除の対象となる寄附金に、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を追加することとする。
- 2 その他
規定を整備することとする。

[適用]

- 1 寄附金税額控除の対象となる寄附金の種類の追加
令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用
- 2 上記以外
公布の日

議案第17号

小田原市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

[改正理由]

卸売市場法等が一部改正され、地方卸売市場の認定要件に市場で取り扱う指定飲食料品等の公表等に係る事項が追加されることに伴い、これに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

市長は、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公表しなければならないこととする。（第35条の3及び第60条の2関係）

- (1) 取扱品目のうち指定飲食料品等に該当するもの
- (2) (1)について、指定飲食料品等事業者等の間の取引において持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標
- (3) 飲食料品等の持続的な供給を図るため、飲食料品等事業者等の間の飲食料品等に係る取引において講ずるよう努めなければならない措置の内容

[適 用]

令和8年4月1日

議案第18号

小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例及び小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

駐車場法施行令が一部改正され、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の用途に共同住宅が追加されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部改正（改正条例第1条関係）

開発事業における駐車施設の配置に係る基準について所要の規定の整備を行うこととする。（第38条関係）

2 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

駐車場整備地区等における配送等の実態調査の必要性を踏まえ、共同住宅を荷さばきのための駐車施設の附置義務の対象としない等の従来どおりの附置義務の基準とするための規定の整備を行うこととする。（第2条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

議案第19号

小田原市火災予防条例及び小田原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

近年の大規模な林野火災の発生状況を踏まえ、その予防の実行性を高める観点から林野火災に関する注意報を発することができることとする等のため改正する。

[内容]

1 小田原市火災予防条例の一部改正（改正条例第1条関係）

(1) 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の緩和（第29条関係）

住宅等における火を使用する設備等の状況を踏まえ、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用の制限に係る規定を削除することとする。

(2) 林野火災に関する注意報（第29条の8関係）

ア 林野火災に関する注意報の発令等

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとし、当該注意報が発せられている間、市の区域に在る者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととする。

イ 火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域の指定

市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限に係る努力義務の対象となる区域を指定できることとする。

(3) 火災に関する警報の発令に伴う火の使用の制限の対象となる区域の指定（第29条の9関係）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとする。

(4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の対象となる期間及び区域の指定（第45条関係）

消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定できることとする。

(5) その他

規定を整備することとする。

2 小田原市火入れに関する条例の一部改正（改正条例第2条関係）

(1) 火入れの中止に係る条件の追加（第13条関係）

火入れの中止に係る条件に、林野火災に関する注意報が発せられた場合を追加することとする。

(2) その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

事 件 議 案 說 明 資 料

議案第20号

市道路線の認定について

整理番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m	摘要
		終 点			
1	4878	前川字亀ノ甲34番4地先 前川字亀ノ甲38番12地先	6.0	104.8	位置図

市道 路線認定調書

区分	路線数	延長		摘要
		増	減	
認定	1	104.8m	—m	
計	1	104.8m	—m	

関口川橋

関口川

位置図

N

JR東海道新幹線

小田原東
郵便局

4878

1 : 2500

小田原市公設青果
地方卸売市場

凡 例

認定する路線

